

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
株式会社 安藤・間	東京都港区赤坂6-1-20	

2. 指名停止措置期間 令和元年5月30日 ~ 令和元年6月29日 (1箇月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)安藤・間の使用人が、福岡市内の工事現場において発生した死亡事故に関し、平成31年4月3日、福岡簡易裁判所から業務上過失致死罪により略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)